

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学基金規程

(設置)

第1条 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学（以下「大学」という。）における教育、研究及び社会貢献に関する事業を充実させるとともに、教育研究環境を整備するため、兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

- (1) 教育の充実のために行う事業
- (2) 学術研究の奨励のために行う事業
- (3) 地域貢献活動を推進するために行う事業
- (4) 修学援助など学生への支援事業
- (5) 教育研究施設等の整備事業
- (6) 円滑な大学運営に資する事業
- (7) 国際交流の推進に資する事業
- (8) その他大学における教育、研究及び社会貢献の充実のために理事長が必要と認める事業

(特定基金)

第3条 特定の目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

2 前項に規定する特定基金の運営等に関しては、別に定める。

(運営費)

第4条 基金の運営は、基金への寄附及びその果実等による収益をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 本規程の改正及び第3条第1項に基づく特定基金の設置又は改廃等に関する重要事項を審議するため、兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(募金委員会)

第5条の2 基金の事業計画等について審議し、また、適切な管理運営に資するため、兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学基金募金委員会（以下「募金委員会」という。）を置く。

2 募金委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(基金の管理)

第6条 基金は、この規程の定めによるほか、兵庫県公立大学法人経理規程、兵庫県公立大学法人資金管理規程及び兵庫県公立大学法人寄附金等取扱規程により管理運営を行うものとする。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年2月10日から施行する。